

「超小型モビリティの認定要領」

第1 適用

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条第1項の規定に基づく、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号。以下「緩和告示」という。）」第1条第5号の規定による自動車に係る基準緩和の認定（以下「超小型モビリティ認定」という。）は、本要領によるものとする。

第2 認定の目的

少子・高齢化、環境意識への高まりなど社会状況の変化に伴い、超小型モビリティの公道走行の要望が高まっているところであるが、超小型モビリティはその構造や使用の様相が特殊であるため、交通社会における位置づけが明確になっておらず、その安全性能等を考慮した保安基準の整備がなされていない状況にある。

これを踏まえ、軽自動車の基準を満たすことを前提として、超小型モビリティの公道走行を可能とするため、安全性の確保及び環境の保全上支障がないことに配慮しつつ、超小型モビリティ認定をするものとする。

なお、超小型モビリティは、地域に根ざした「新たなカテゴリー」の乗り物であることから、その普及に際しては、車両としての安全性の確保は最優先として、利活用する地域住民の交通安全に対する意識向上を図りつつ、利用環境の整備等を進めていくことが必要である。

第3 認定することができる超小型モビリティ

超小型モビリティ認定は、次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）について行うことができる。

- (1) 内燃機関を原動機とするものにあつては総排気量が0.125リットル以下のもの、内燃機関以外を原動機とするものにあつては定格出力が8.00キロワット以下のものであること。
- (2) 乗車定員が2人以下（2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあつては、3人以下）のものであること。
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものであること。
- (4) その運行に関し、地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会が交通の安全と円滑を図るための措置を講じたものであること。

第4 申請者等

- 1 超小型モビリティ認定の申請は、次のいずれかに該当する者（以下「申請者」という。次項から第10第2項までにおいて同じ。）が、保安基準第55条第3項の規定に基づき行うものとする。ただし、運行地域が複数の地方公共団体にまたがる場合にあつては、あらかじめ運行地域がある地方公共団体の長又は当該地方公共団体が組織する協議会の長から了承を得るものとする。
 - (1) 運行地域がある地方公共団体の長又は当該地方公共団体が組織する協議会の長
 - (2) (1)に掲げる者以外であつて、(1)に掲げる者から了承を得ている者
- 2 地方運輸局長は申請書を受理する際に、申請者に対して次に掲げる事項（申請に係る超小型モビリティが第11の予備認定を受けたものにあつては(1)及び(2)を除く。）の説明を求めることができるものとする。
 - (1) 超小型モビリティの構造、装置及び性能の概要
 - (2) 認定により適用を除外する保安基準の条項及び条件又は制限に関する内容
 - (3) 運行の実施体制（運行地域及び運行計画、使用者の管理、運転者の教育、超小型モビリティの点検・整備並びに運行上の安全対策）
 - (4) その他審査等の実施にあたって必要と認められる事項

第5 申請書及び添付資料

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）については、保安基準第55条第3項から第5項までの規定に基づき、次に掲げるものとする。

- 1 申請者は、第1号様式の申請書に別添1に掲げる資料を添付し、かつ、第4第1項ただし書に係る了承を得た者又は同項(2)の了承を得た者は当該了承に関する書面を添付し、正本1通及び副本1通並びに申請書等の写しの電子媒体1部（CD-R等）を当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。ただし、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を経由して申請するときは、正本1通及び副本2通を提出するものとする。
- 2 第4第1項(2)の者は、前項の申請において、別添1類別3資料の種類2に代えて、使用者の氏名若しくは名称、車台番号及び運行の地域等を記載した使用者を特定した書面（以下「使用者特定証明書」という。）を使用者に対して交付することを誓約する書面を提出するものとする。この場合において、第1号様式の記5「使用の本拠の位置」には記6「運行地域」の記載内容と同一の記載をするものとする。
- 3 第1項の申請において、同一の申請者が複数の超小型モビリティについて同時に申請しようとするときは、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。
- 4 第1項の申請において、第11の予備認定を受けた申請者と同一の申請者であつて、申請に係る超小型モビリティの型式が、第11の予備認定を受けた型式と同一の場合には、第1号様式の記9の下にその旨（当該予備認定に係る超小型モビリティの予備認定番号を含む。）を記載するとともに、次に掲げる資料を提出することにより、別添1に掲げる資料のうち、類別1及び類別2資料の種類2の添付を省略することができる。次の(2)の書面は参考3の様式を使用することができる。
 - (1) 第11による予備認定書又はその写し及び予定運行実施体制書の写し
 - (2) 申請に係る超小型モビリティが、第11の予備認定を受けた超小型モビリティと同

一の型式、構造及び性能を有することについて超小型モビリティの製作者又は販売者が証明する書面

- 5 第1項の申請において、申請に係る超小型モビリティが、次に掲げる書面の要件を満たす超小型モビリティ（以下「特定超小型モビリティ」という。）であって、超小型モビリティ認定を受けた申請者と同一の申請者であり、かつ、超小型モビリティ認定を行った地方運輸局長と同一の地方運輸局長に申請する場合には、第1号様式の記9の下にその旨（当該超小型モビリティの認定番号を含む。）を記載するとともに、次に掲げる資料を提出することにより、別添1に掲げる資料のうち、類別1及び類別2資料の種類2の添付を省略することができる。次の(1)の書面は参考4の様式を使用することができる。
 - (1) 申請に係る超小型モビリティが、現に超小型モビリティ認定を受けているものと同一の型式、構造及び性能を有するものであることについて超小型モビリティの製作者又は販売者が証明する書面
 - (2) 申請に係る超小型モビリティが、現に超小型モビリティ認定を受けているものと別添2の条件又は制限により使用されることを示す書面
- 6 第1項の申請において、超小型モビリティ認定を受けた申請者と同一の申請者が、当該認定を受けた超小型モビリティについて、当該認定を行った地方運輸局長と異なる地方運輸局長に申請を行う場合には第1号様式の記9の下にその旨（当該超小型モビリティの認定番号を含む。）を記載し、第7による超小型モビリティ認定書を提出することにより、別添1に掲げる資料のうち、類別1及び類別2資料の種類2の添付を省略することができる。
- 7 超小型モビリティ認定を受けた者について、次の各号のいずれかに該当する事項に変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の認定変更申請書を提出するものとする。
 - (1) 氏名若しくは名称又は住所
 - (2) 認定を受けた超小型モビリティの使用の本拠の位置
 - (3) 認定を受けた超小型モビリティの運行地域
- 8 地方運輸局長は、第1項及び第7項に規定する申請書等について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の経由等の取り扱いについて定めることができる。

第6 審査等

- 1 地方運輸局長は、超小型モビリティ認定について、保安上若しくは公害防止上の支障又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。

また、審査に当たっては、必要に応じて申請者に対して現車の提示を求めることができるものとする。

 - (1) 超小型モビリティの構造等が第3に該当するものであること
 - (2) 超小型モビリティの構造等により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (3) 別添2に掲げる条件又は制限
 - (4) 運行の実施体制（別添1の類別3）
 - (5) その他必要事項
- 2 前項の審査において、申請に係る超小型モビリティが、第11の予備認定を受けたも

のである場合、地方運輸局長は、第11第6項の規定による予備認定書又はその写し及び予定運行実施体制書の写しを確認することにより前項(1)から(3)までの審査を省略することができる。また、前項(4)の審査にあつては、第11第6項による予定運行実施体制書の写しに掲げる運行の実施体制が前項(4)の運行の実施体制と同一であること又は同一であるとみなせることを審査するものとする。

- 3 第1項の審査において、申請に係る超小型モビリティが、特定超小型モビリティの場合、地方運輸局長は、第5第5項の規定により提出される書面を確認することにより第1項(1)から(3)までの審査を省略することができる。
- 4 地方運輸局長は、超小型モビリティが他の地方運輸局の管轄する地域を運行する場合にあつては、運行地域及び運行上の安全対策等の審査について、審査に必要となる添付資料を添えて当該地域を管轄する地方運輸局長に依頼することができる。
- 5 地方運輸局長は、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第7 認定

- 1 地方運輸局長は、第6に基づき審査した結果、保安基準第55条第1項及び緩和告示第1条第5号の規定に基づき、別添2に定める基準緩和項目の基準を適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、第8の条件又は制限を付したうえで、超小型モビリティ認定を行い、申請者に対して第3号様式の超小型モビリティ認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。
- 2 地方運輸局長は、前項の規定により認定書を交付したときは、直ちに当該認定書に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）に対し、認定書の写し及び必要に応じて申請書等を、軽自動車検査協会の長（事務所長、事務所支所長又は事務所分室長をいう。以下同じ。）に対し、認定書の写し及び申請書等を添付のうえ、第4号様式を用いて別添3に掲げる条件又は制限のうち、自動車検査証備考欄に記載が必要となるものについて通知するものとする。
- 3 地方運輸局長は、第6に基づき審査した結果、付そうとする条件又は制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足る相当な理由があると認める場合は、保安基準第55条第7項の規定に基づき、超小型モビリティ認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長に通知するものとする。

第8 条件又は制限の付与

- 1 地方運輸局長は、超小型モビリティ認定を行う場合は、保安基準第55条第2項の規定に基づき、別添2に定める基準緩和項目欄に掲げる条項毎に必要な条件又は制限により審査した結果について、別添3に掲げる必要な条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。
- 2 地方運輸局長は、特定超小型モビリティについて超小型モビリティ認定を行う場合には、現に超小型モビリティ認定を受けている超小型モビリティに付された条件又は制限と同一の条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。

第9 行政処分等

- 1 地方運輸局長は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対して事実関係の報告を求め、更に再発防止対策についての改善報告を求めるものとする。
 - (1) 認定書の条件若しくは制限に違反するおそれ又は違反して運行した事実が認められた場合
 - (2) 申請に当たって虚偽の申請を行ったと認められた場合
 - (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に照らして、適切な運行が行われていないおそれがある又は適切な運行が行われていないと認められた場合
 - (4) 第6第1項各号の要件を満たさなくなったと認められた場合
- 2 地方運輸局長は、前項の報告がなされない、報告の内容が十分でない又は報告のあった再発防止策が適正に実施されていないと認めるときは、保安基準第55条第6項の規定に基づき、超小型モビリティの使用者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づく聴聞を行い、当該超小型モビリティ認定を取り消すことができる。
- 3 申請者は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、第5号様式を用いて超小型モビリティ毎（複数台を同時に申請する場合は、そのすべての車台番号）に地方運輸局長に申請しなければならない。この場合、地方運輸局長は、保安基準第55条第6項の規定に基づき、当該超小型モビリティ認定を取り消すものとする。
 - (1) 当該超小型モビリティが滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は用途を廃止した場合
 - (2) 当該超小型モビリティに対し、保安上若しくは公害防止上支障があると認められる改造、装置の取り付け又は取り外し（整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合は除く。）が行われた場合
 - (3) 当該超小型モビリティの使用の本拠の位置が認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
- 4 地方運輸局長は、前項の超小型モビリティ認定の取り消し申請後においても、当該認定書に記載されたその他の超小型モビリティが運行される場合、申請者に対し既に交付された認定書を返付させ、当該認定書のうち、「4 車台番号（又は製造番号）」の項目を修正のうえ再度交付するとともに、必要に応じて当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長及び軽自動車検査協会の長に対し、認定書の写し等を添付のうえ通知するものとする。
- 5 地方運輸局長は、第2項の取消処分を受けた超小型モビリティの申請者より新たに超小型モビリティ認定の申請があった場合、保安基準第55条第7項の規定に基づき、当該認定の取り消された日から1年間の他の超小型モビリティの管理及び運行に関する実績を求めるものとする。
- 6 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、道路運送車両法第100条の規定に基づく報告聴取又は立入検査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、超小型モビリティの運行状況の把握に努めるものとする。
- 7 地方運輸局長は、前項の運行状況の把握について、運輸支局等の長及び他の地方運輸局長（ただし、超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合に限る。）に調査等を依頼することができる。

第10 運行の報告

- 1 申請者は、毎年度、地方運輸局長に運行の結果に関する報告を別添4に掲げる報告書に基づき提出するものとする。なお、別添4に掲げる運行実績表の各項目が含まれた既存の集計等がある場合は、別添4の運行実績表に代えて提出することができる。
- 2 国土交通大臣は、保安基準及び関係基準の改善、策定等の検討に必要と認められる範囲において、地方運輸局長を通じて、申請者に対して、構造又は装置に係る技術的な資料について報告を求めることができる。
- 3 第1項及び第2項の報告に関し、第9により超小型モビリティ認定が取り消された場合においても、認定を受けていた期間内の運行実績等の報告を求めることができる。

第11 超小型モビリティの予備認定

- 1 超小型モビリティの予備認定の申請は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第2条第1号の指定自動車等の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される指定自動車等を製作することを業とする者から当該指定自動車等を購入する契約を締結している者であって当該指定自動車等を購入することを業とするもの（以下、「指定自動車等製作者等」という。）が行うものとする。
- 2 地方運輸局長は前項の申請書を受理する際に、予備認定の申請者に対して次に掲げる事項の説明を求めることができるものとする。
 - (1) 超小型モビリティの構造、装置及び性能の概要
 - (2) 認定により適用を除外する保安基準の条項及び条件又は制限に関する内容
 - (3) 申請に係る超小型モビリティと同一の型式のものであって認定を受けたものの運行実績表（同一の型式のものでない場合においては、申請に係る超小型モビリティと類似の構造、装置及び性能を有するものであって認定を受けたものの運行実績表）
 - (4) 予定している当該超小型モビリティの運行の実施体制（運行地域及び運行計画、使用者の管理、運転者の教育、超小型モビリティの点検・整備、運行上の安全対策をいい、以下「予定運行実施体制」という。）
 - (5) その他審査等の実施にあたって必要と認められる事項
- 3 超小型モビリティの予備認定の申請者は、第6号様式の申請書に次に掲げる資料を添付し、正本1通及び副本1通並びに申請書等の写しの電子媒体1部（CD-R等）を地方運輸局長に提出するものとする。
 - (1) 別添1の類別1及び類別2資料の種類2
 - (2) 第7号様式の予定運行実施体制書
 - (3) 申請に係る超小型モビリティと同じ構造、装置及び性能を有する超小型モビリティが均一に製作されるよう品質管理が行われていることを示す資料
- 4 地方運輸局長は、次に掲げる全ての要件を満たす超小型モビリティについて、超小型モビリティの予備認定を行うことができる。
 - (1) 指定自動車等製作者等が製作又は販売する超小型モビリティであること
 - (2) 申請に係る超小型モビリティと同一の型式のものであって認定を受けたものが十分な運行実績があること（同一の型式のものでない場合においては、申請に係る超小型モビリティと類似の構造、装置及び性能を有するものであって認定を受けたものが十分な運行実績があること。）

- 5 地方運輸局長は、超小型モビリティの予備認定について、保安上若しくは公害防止上の支障又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。また、審査に当たっては、必要に応じて予備認定の申請者に対して現車の提示を求めることができるものとする。
- (1) 超小型モビリティの構造等が第3(1)から(3)に該当するものであること
 - (2) 超小型モビリティの構造等により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (3) 別添2に掲げる条件又は制限
 - (4) 予定運行実施体制に関する内容
 - (5) 超小型モビリティが均一に製作されるよう品質管理がなされていること
 - (6) その他必要事項
- 6 地方運輸局長は、前項の規定に基づき審査した結果、予定運行実施体制においては、別添2に定める基準緩和項目の基準を適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、第9項の条件又は制限を付したうえで、超小型モビリティの予備認定を行い、予備認定の申請者に対して、第8号様式の予備認定書を交付するものとする。また、予備認定書に予定運行実施体制書の写しを添付するものとする。
- 7 地方運輸局長は、前項の規定に基づき超小型モビリティの予備認定を行ったときは、他の地方運輸局長に対し、認定書の写し及び申請書の写しを添付のうえ、第9号様式を用いて通知するものとする。
- 8 地方運輸局長は、第5項に基づき審査した結果、付そうとする条件又は制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足る相当な理由があると認める場合は、超小型モビリティの予備認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を予備認定の申請者に通知するものとする。
- 9 地方運輸局長は、超小型モビリティの予備認定を行う場合は、別添2に定める基準緩和項目欄に掲げる条項毎に必要な条件又は制限により審査した結果について、別添3に掲げる必要な条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。
- 10 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、予備認定の申請者に対して事実関係の報告を求め、更に再発防止対策についての改善報告を求めるものとする。
- (1) 申請に当たって虚偽の申請を行ったと認められた場合
 - (2) 予定運行実施体制を含む予備認定書の条件又は制限に違反するおそれ若しくは違反している事実が認められた場合
- 11 地方運輸局長は、前項の報告がなされない、報告の内容が十分でない又は報告があった再発防止策が適正に実施されないと認めるときは、当該予備認定を取り消すことができる。この場合において、地方運輸局長は取り消しの日までに製作又は販売された超小型モビリティについて、予備認定をしなかったものとして取扱うことができる。

第12 一時的な運行の特例

- 1 地方運輸局長は、超小型モビリティ認定を行った超小型モビリティについて、当該認定に係る運行地域とは異なる運行地域における一時的な運行を許可することができる。
- 2 前項の一時的な運行に係る許可を受けようとする者（以下「一時的運行許可の申請

者」という。)は、第10号様式の申請書に次に掲げる資料を添付し、正本1通(一時的な運行をする運行地域が他の地方運輸局が管轄する場合には正本1通及び副本1通)を、当該認定を行った地方運輸局長に提出するものとする。

- (1) 一時的な運行を行う目的
- (2) 一時的な運行を行う期間
- (3) 一時的な運行の運行地域及び運行経路等
- (4) 一時的な運行に使用する超小型モビリティの概要及びその認定書の写し
- (5) 一時的な運行における使用者
- (6) 一時的な運行についての地方公共団体又は地方公共団体が組織する協議会の了承を示す資料及び交通の安全と円滑を図るための措置とその実施体制を示す資料

3 地方運輸局長は、超小型モビリティの一時的な運行について、保安上若しくは公害防止上の支障の有無を次の各号について、前項に基づく申請書等により審査するものとする。

- (1) 一時的な運行の実施規模が、その目的に照らして適切であること
- (2) 交通の安全と円滑を図るための措置が適切であり、確実に実施できる体制であること

4 地方運輸局長は、一時的な運行をする運行地域が他の地方運輸局が管轄する地域の場合は、前項の審査について、審査に必要な添付資料を添えて当該地域を管轄する地方運輸局長に依頼することができる。

5 地方運輸局長は、第3項において審査した結果、一時的な運行にあたり保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、超小型モビリティの一時的な運行に係る許可を行い、一時的運行許可の申請者に対して第11号様式の超小型モビリティの一時運行許可証を交付するものとする。

6 地方運輸局長は、前項の規定により他の地方運輸局が管轄する地域において超小型モビリティの一時的な運行に係る許可を行ったときは、当該地方運輸局長に対し、許可証の写し及び申請書の写し等を添付のうえ、第12号様式を用いて通知するものとする。

7 地方運輸局長は、第3項に基づき審査した結果、保安上及び公害防止上支障なく一時的な運行を行うことができないおそれがあると認める場合は、超小型モビリティの一時的な運行に係る許可を行わないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を一時的運行許可の申請者に通知するものとする。

8 一時的な運行に係る許可に関する行政処分等及び報告については第9及び第10を準用する。

別添1 (別紙)

別添2 (別紙)

別添3 (別紙)

別添4 (別紙)

第1号様式(第5関係)(略)

第2号様式(第5関係)(略)

第3号様式(第7関係)(略)

第4号様式(第7関係)(略)

第5号様式(第9関係)(略)

第6号様式(第11関係)(別紙)

第7号様式（第11関係）（別紙）
第8号様式（第11関係）（別紙）
第9号様式（第11関係）（別紙）
第10号様式（第12関係）（別紙）
第11号様式（第12関係）（別紙）
第12号様式（第12関係）（別紙）
参考1（第4第1項関係）（別紙）
参考2（第5第2項関係）（別紙）
参考3（第5第4項関係）（別紙）
参考4（第5第5項関係）（別紙）
参考5（別添1関係）（別紙）

附 則

（適用時期）

- 1 この通達による改正後の認定要領は、平成30年1月31日以降の超小型モビリティ認定の申請から適用する。
- 2 改正前の認定要領に基づく超小型モビリティ認定の取り扱いは、なお従前の例による。